

第 78 期

BX

文化シャッター

定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年6月18日（火曜日）
午前10時

場所 東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シャッター株式会社
本社 2階ホール

決議事項

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

< 株主提案（第4号議案から第8号議案まで） >

- 第4号議案 剰余金処分の件
- 第5号議案 資本コストを下回る政策保有株式の処分に係る定款変更の件
- 第6号議案 資本コストを下回る政策保有株式の開示に係る定款変更の件
- 第7号議案 代表取締役に対する業績連動報酬及び株式報酬に報酬開示条件を追加する件
- 第8号議案 取締役に対する報酬にクローバック条項を追加する件

証券コード：5930

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに被災地の1日も早い復興をお祈り申し上げます。

当社グループでは、当事業年度より『恒久的な企業価値の創出を目指して』を基本テーマとする新たな中期経営計画をスタートさせました。この新中期経営計画を着実に実行することにより、社会から信頼される『快適環境のソリューショングループ』として成長し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



2024年5月
代表取締役社長
小倉 博之

目次

第78期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	32
連結計算書類	55
計算書類	57
監査報告	59
株主メモおよびトピックス	65

社 是

誠実 努力 奉仕

誠実とは心のふれあいである。
真心のふれあいで信頼は生まれる。
努力とは創造する行為の持続力である。
奉仕は自発的な行為、行動で
お客様や社会のお役に立つこと。

経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します
私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します
私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します

C S R 憲章

1. 成長と共に
2. 社会と共に
3. 地球と共に
4. 働く仲間と共に

株主各位

証券コード 5930
2024年5月30日

東京都文京区西片一丁目17番3号

文化シヤッター株式会社

代表取締役会長 潮崎敏彦

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.bunka-s.co.jp/ir/individual/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「文化シヤッター」または「コード」に当社証券コード「5930」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月17日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月18日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シャッター株式会社 本社 2階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項1. 第78期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類なら
びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

<株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

- 第4号議案 剰余金処分の件
- 第5号議案 資本コストを下回る政策保有株式の処分に係る定款変更の件
- 第6号議案 資本コストを下回る政策保有株式の開示に係る定款変更の件
- 第7号議案 代表取締役に対する業績連動報酬及び株式報酬に報酬開示条件を追加する件
- 第8号議案 取締役に対する報酬にクローバック条項を追加する件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月17日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、6頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、2024年6月17日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会の招集に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面（以下「交付書面」といいます。）を送付しております。ただし、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、交付書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は前記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月18日（火曜日）午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月17日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



6頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月17日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

書面による議決権行使のご案内



行使期限：2024年6月17日（月曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送願います。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

■記入方法のご案内

議決権行使書
文化シャッター株式会社 当中

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送願います。

2024年 月 日

各議案につき賛否の表示がされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

文化シャッター株式会社 印

インターネット上で投票用紙をダウンロードされた場合は、インターネットを有線とします。無効とさせていただきます。この取扱いの旨を必ずお知らせください。

文化シャッター株式会社

お断り

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙にご返送をいただいた日から、2024年6月17日午後5時30分までにご返送するようにしてください。
- 取戻り議決権の集約にご参加の際、一律の議決権行使用紙に賛否を記入される場合は、「株主総会参加者」に出席の有無関係の表示をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと印をください。
- 議決権をインターネットで行われる場合は、お断りの事項を必ずご確認ください。

第1号議案から第3号議案は当社取締役会からご提案させていただきます。

第4号議案から第8号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は19頁以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

■記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛成いただける場合

議案番号	賛	否
1	○	
2	○	
3	○	
4		○
5		○
6		○
7		○
8		○

会社提案・取締役会の意見に反対、株主提案に賛成される場合

議案番号	賛	否
1		○
2		○
3		○
4	○	
5	○	
6	○	
7	○	
8	○	

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、持続的な利益確保による安定した財務基盤の維持と株主の皆様への安定配当の継続を念頭に、当事業年度の業績を勘案いたしまして、以下のとおり第78期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金34円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は2,429,465,410円となります。
(2023年12月1日に中間配当金として1株につき21円を支払済みでありますので、当事業年度の配当金は1株につき55円となります。)
- (3) 剰余金の配当の効力発生日
2024年6月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、取締役会からの諮問により独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会における審議等を経ております。また、当社の監査等委員会は全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	
1	しお ぎさき とし ひこ 潮 崎 敏 彦	男性	代表取締役会長	再任
2	お ぐら ひろ ゆき 小 倉 博 之	男性	代表取締役社長 執行役員社長	再任
3	み た みつる 三 田 充	男性	取締役 常務執行役員 営業、 設計、施工担当	再任
4	いち かわ はる ひこ 市 川 治 彦	男性	取締役 常務執行役員 業務、 海外担当	再任
5	おお おか ただ ひと 大 岡 忠 仁	男性	常務執行役員 製造、新事業、 商品開発担当	新任
6	ご とう のぶ き 後 藤 伸 樹	男性	—	新任 社外 独立役員
7	くすの せ れい こ 楠 瀬 玲 子	女性	—	新任 社外 独立役員

- (注) 1. 後藤伸樹、楠瀬玲子の両氏は新任の社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
2. 後藤伸樹、楠瀬玲子の両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める合計額とする予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 社外取締役候補者である楠瀬玲子氏が社外取締役を務める株式会社NIPPOは、2024年2月、同社の子会社が、再生骨材を配合して製造したアスファルト合材を新規仕様合材として出荷しているとの情報提供を受け、調査を開始した結果、新規仕様合材の使用が指定されている国土交通省および2つの高速道路株式会社からの発注工事の一部において再生骨材が含まれるアスファルト合材を使用していた事実を確認し、発注先に報告するとともに、2024年4月、対応の検討・協議を実施し、さらに再発防止に取り組む旨を对外公表しました。
同氏は、かねてより、同社の取締役会において、法令遵守の重要性を指摘するとともに、内部通報体制の運用状況の監督、リスク管理体制の運用状況の監督と改善に向けた指摘を行ってまいりました。本件に接した以降は、適切な調査の実施による監視や、法令遵守体制の強化、再発防止に関する提言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。
5. 楠瀬玲子氏の戸籍上の氏名は、石井玲子であります。

**■所有する当社の株式数**

98,200株

■略歴、地位および担当

1970年（昭和45年）	3月	当社入社
1984年（昭和59年）	4月	当社福岡工場長
1987年（昭和62年）	4月	当社福岡支店長
1990年（平成2年）	4月	当社千葉支店長
1993年（平成5年）	4月	当社システム部長
1998年（平成10年）	10月	当社人事部長
2006年（平成18年）	4月	当社執行役員 人事部長
2007年（平成19年）	4月	当社執行役員 業務担当
2007年（平成19年）	6月	当社取締役 上席執行役員 業務担当
2009年（平成21年）	4月	当社取締役 上席執行役員 企画管理本部長
2011年（平成23年）	4月	当社取締役 常務執行役員 業務担当
2012年（平成24年）	6月	当社取締役 専務執行役員 業務担当
2016年（平成28年）	4月	当社代表取締役社長 執行役員社長
2021年（令和3年）	4月	当社代表取締役会長（現在に至る）

■重要な兼職の状況

一般社団法人 日本シャッター・ドア協会 会長

■当社との特別の利害関係

なし

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

潮崎敏彦氏は、1970年の入社以来、製造部門や営業部門、本社管理部門の責任者を歴任するなど、当社グループにおける多くの業務での幅広い経験を有しております。2007年の当社取締役就任以後は、主に管理部門およびグループ会社の業務執行を統括し、当社グループの業容拡大に貢献しております。その後、2016年には代表取締役社長に就任、5カ年の中期経営計画の実行を強力に牽引し、2021年の代表取締役会長就任以後は、取締役会議長をはじめとして、当社グループ全体の事業経営に取り組むなど、取締役としての職責を果たしております。

上記に加えて、現在は（一社）日本シャッター・ドア協会の会長も務め、防火設備、防災事業の普及・促進等、安全・安心に関わる社会的な事業活動の推進・向上を図っております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

**■略歴、地位および担当**

1980年（昭和55年）	7月	当社入社
2002年（平成14年）	4月	当社南九州支店長
2005年（平成17年）	4月	当社九州特販支店長
2008年（平成20年）	4月	当社中四国支社長
2010年（平成22年）	4月	当社執行役員 九州支社長
2011年（平成23年）	4月	当社執行役員 西日本事業本部長
2011年（平成23年）	6月	当社取締役 上席執行役員 西日本事業本部長
2016年（平成28年）	4月	当社取締役 上席執行役員 ビル建材事業本部長
2018年（平成30年）	4月	当社取締役 常務執行役員 営業担当
2021年（令和3年）	4月	当社代表取締役社長 執行役員社長（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

33,500株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

小倉博之氏は、1980年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、西日本エリアの営業部門責任者、大手ゼネコン担当部門の責任者、営業部門の統括責任者を歴任し、2021年の代表取締役社長に就任以後は、3カ年の中期経営計画の実行において強いリーダーシップを発揮、また2024年からは新たな中期経営計画の実行に取り組むなど、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

**■略歴、地位および担当**

1982年（昭和57年）4月 当社入社
2001年（平成13年）4月 当社多摩支店長
2005年（平成17年）4月 当社神奈川支店長
2009年（平成21年）4月 当社福岡支店長
2011年（平成23年）4月 当社中部支店長
2013年（平成25年）4月 当社執行役員 特需事業本部長
2014年（平成26年）4月 文化シャッターサービス株式会社 代表取締役社長
2018年（平成30年）4月 当社常務執行役員 ビル建材事業本部長
2018年（平成30年）6月 当社取締役 上席執行役員 ビル建材事業本部長
2021年（令和3年）4月 当社取締役 常務執行役員 東日本事業本部長
2024年（令和6年）4月 当社取締役 常務執行役員 営業、設計、施工担当
（現在に至る）

■所有する当社の株式数

16,900株

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

三田充氏は、1982年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。その後、2013年からは新事業部門の責任者、2014年からは当社製品のアフターメンテナンス等を手掛けるグループ会社の社長、2018年の当社取締役就任以後は、主に大手ゼネコン担当部門の責任者および東日本エリアの営業部門責任者を歴任、2024年からは営業、設計、施工部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

**■略歴、地位および担当**

1983年（昭和58年）	4月	当社入社
2007年（平成19年）	4月	当社人事部長
2012年（平成24年）	4月	当社人事総務部長
2013年（平成25年）	4月	当社執行役員 人事総務部長
2016年（平成28年）	4月	当社常務執行役員 業務担当
2018年（平成30年）	6月	当社取締役 上席執行役員 業務担当
2021年（令和3年）	4月	当社取締役 常務執行役員 業務担当
2024年（令和6年）	4月	当社取締役 常務執行役員 業務、海外担当 （現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■所有する当社の株式数

20,600株

■当社との特別の利害関係

なし

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

市川治彦氏は、1983年の入社以来、主に本社管理部門における人事・労務や総務等の専門的知見を有するほか、営業推進部門における幅広い業務経験も有しております。2016年以後は経理、財務、グループ経営等を含めた本社管理部門の統括責任者、2018年の当社取締役就任以後も同様に本社管理部門の統括責任者として、また、2024年からは新たに海外担当としての役割も加わり、当社グループの業容拡大に貢献するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

**■略歴、地位および担当**

1984年（昭和59年）	4月	当社入社
2013年（平成25年）	4月	当社秋田工場長
2015年（平成27年）	4月	当社製造企画部長
2018年（平成30年）	4月	当社執行役員 製造企画部長
2020年（令和2年）	4月	当社常務執行役員 製造担当
2024年（令和6年）	4月	当社常務執行役員 製造、新事業、商品開発担当 （現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

3,000株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

大岡忠仁氏は、1984年の入社以来、主に製造、技術部門における業務経験や専門的知見を有しております。2020年以降は製造、品質保証、購買等を含めた製造部門の統括責任者として、また、2024年からは新たに新事業、商品開発担当としての役割も加わり、当社グループの業容拡大に貢献しております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を新たに取締役候補者として指名いたします。

**■所有する当社の株式数**

0株

■略歴、地位および担当

1983年（昭和58年）	4月	東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社
1990年（平成2年）	12月	東京海上エム・シー投資顧問株式会社（現東京海上アセットマネジメント株式会社）出向
1999年（平成11年）	7月	同社 運用第一部長
2003年（平成15年）	7月	同社 投資調査部長
2006年（平成18年）	4月	同社 執行役員 投信本部長
2013年（平成25年）	7月	東京海上不動産投資顧問株式会社 代表取締役兼執行役員社長（2016年10月 東京海上アセットマネジメント株式会社に吸収合併）
2016年（平成28年）	10月	東京海上アセットマネジメント株式会社 常務取締役兼不動産本部長
2018年（平成30年）	4月	同社 常務取締役兼オルタナティブ運用本部長
2020年（令和2年）	4月	同社 常務執行役員兼管理本部長
2022年（令和4年）	4月	同社 常務執行役員兼運用本部長（2024年3月退任）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由および期待される役割の概要

後藤伸樹氏は大手資産運用会社の経営に携わってきたことによる幅広い見識や投資家、株主視点での高い専門性を有しており、それらを活かし、独立、客観的な立場から取締役会での議論を通じて監督機能を高めることができると判断し、同氏を新たに社外取締役候補者として指名いたします。

なお、同氏は、当社株式を保有する東京海上日動火災保険株式会社出身で、グループ企業である東京海上アセットマネジメント株式会社に30年以上在籍しておりましたが、両会社の当社株式の保有率につきましては、東京海上日動火災保険株式会社が2.18%、東京海上アセットマネジメント株式会社が1%未満であり、また、同氏は、東京海上アセットマネジメント株式会社を2024年3月に退任しております。加えて、当社と東京海上日動火災保険株式会社を含むその他同氏が過去に在籍していた企業との取引規模は当該企業および当社の年間連結売上高の1%未満であることから、独立性を有しております。

**■略歴、地位および担当**

1990年（平成2年）	4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社
1998年（平成10年）	8月	ハイペリオン株式会社（現オラル・コーポレーション）入社
2001年（平成13年）	10月	富士重工業株式会社（現株式会社SUBARU）入社
2005年（平成17年）	10月	同社 広報IR室長
2011年（平成23年）	7月	同社 スバル海外第一事業本部北米企画部次長
2013年（平成25年）	6月	株式会社LIXIL トイレ洗面GBU CFO
2015年（平成27年）	4月	同社 執行役員 LIXIL Water Technology Japan CFO
2019年（令和元年）	7月	同社 理事 経理財務本部 経理標準化推進部長
2020年（令和2年）	2月	日本板硝子株式会社 常務執行役員副CFO
2020年（令和2年）	7月	同社 執行役常務CFO（2023年6月退任）

■所有する当社の株式数

0株

■重要な兼職の状況

株式会社NIPPO 社外取締役
帝人株式会社 社外取締役(2024年6月就任予定)

■当社との特別の利害関係

なし

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由および期待される役割の概要

楠瀬玲子氏は大手メーカーの経営に携わってきたことによる幅広い見識や複数のメーカーにおいて海外事業、IR、CFOを経験するなど、豊富な経験と専門性を有しており、それらを活かして、独立、客観的な立場から取締役会での議論を通じて監督機能を高めることができると判断し、同氏を新たに社外取締役候補者として指名いたします。

なお、同氏は、当社の主要な借入先の1つである株式会社三井住友銀行の出身者ではありますが、同行を20年以上前の1996年12月に退職し、事業会社において多様なキャリアを経験されていること、当社と同行を含む同氏が過去に在籍していた企業の取引規模は、当社および当該企業の年間連結売上高の1%未満であり、独立性を有しております。

<ご参考> 本定時株主総会後の取締役会の構成（スキル・マトリックス）

当社は、当社および当社グループが持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現するため、創業以来受け継いできた「社是」や「経営理念」、そして「E S G視点」等を踏まえて策定された新しい3カ年の中期経営計画において、『恒久的な企業価値の創出を目指して』を基本テーマとして掲げ、計画の達成に向けた事業施策を推し進めてまいります。

取締役会の構成については、上記基本テーマの実現ならびに取締役会における多様性や専門性確保の観点から、他社における経営経験者や法律、金融の専門家等を選任するなど、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理、ガバナンスの維持・向上に適した人材等のバランスを考慮したうえで、当社の経営に必要なスキルを特定しております。

本定時総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は以下のとおりです。

	性別	企業 経営	業界知識・ 知見	ガバナンス リスクマネジメント 内部統制	人事・労務 人材育成 社会課題	財務会計 金融 M&A 対話	営業 マーケテ ィング	商品開発 品質管理 製造・調達	国際経験 海外ビジ ネス
潮崎 敏彦	男性	○	○	○	○	○	○	○	
小倉 博之	男性	○	○	○	○	○	○		
三田 充	男性	○	○				○		
市川 治彦	男性	○	○	○	○	○			○
大岡 忠仁	男性	○	○					○	
後藤 伸樹	男性	○				○			
楠瀬 玲子	女性	○	○		○	○			○
松山 成強	男性		○	○	○			○	
藤田 昇三	男性	○		○	○				○
阿部 和史	男性			○	○	○		○	
早坂 善彦	男性	○	○	○			○		
嶋村 和恵	女性			○	○	○	○		

(注) 一覧表は各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき今日に至っておりますが、本定時株主総会において、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、社外取締役が2名増員されることやコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、社外取締役の責務や求められる役割が増大していることを勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を現行の年額600百万円以内に据え置いたうえで、そのうち社外取締役分の報酬額を新たに年額50百万円以内と定めるものです。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。また、社外取締役の報酬は、月額報酬のみで構成いたします。

本議案につきましては、取締役会の諮問により、上記の報酬額改定の目的等も踏まえ、独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会における審議等を経て、取締役会で決定しております。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は本事業報告50頁から51頁に記載のとおりであるところ、本議案は同方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容になっております。以上より、本議案の内容は相当なものであるものと判断しております。

これとは別枠で、2022年6月21日開催の第76期定時株主総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対して株式報酬の額として2023年3月31日に終了する事業年度から2027年3月31日に終了する事業年度までの対象期間において、600百万円以内とすることにつきご承認いただいておりますが、これについての変更はありません。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名（うち社外取締役2名）となります。

<株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

第4号議案から第8号議案は、株主（2名）からの共同のご提案によるものであります。

以下の頭書き、議題、提案の内容および提案の理由は、議案ごとに整理し、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

以下の4及び5の議案（以下「報酬修正議案」という。）について、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、文言に形式的な調整が必要となる場合は、報酬修正議案に係る文言を、必要な調整を行った後の文言に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/5930-BUNKA/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

（会社注）上記「4及び5の議案」とは、第7号議案および第8号議案を指しております。

<株主提案>

第4号議案 剰余金処分の件

1. 提案の内容

（1）配当財産の種類 金銭

（2）配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

127円から、第78期定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額、当社定款39条に基づいて第78期定時株主総会の開催日までに2024年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額及び2024年3月期普通株式1株当たりの中間配当金額21円（これらを合計したものを以下「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

第78期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が127円と異なる場合は冒頭の127円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、当社の第78期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第78期定時株主総会の開催の日の翌日

なお、本議案は、第78期定時株主総会で承認される本議案以外の議案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

本議案は、当期純利益全てを配当金とすることに加え、今後の中長期的な資本政策として配当性向100%が採用されることを期待した提案である。

当社の自己資本比率は2023年3月末現在で46.6%である上、当社の保有する現預金と有価証券等から有利子負債を引いたネットキャッシュは2023年3月末現在で318億円に上り、これは2024年3月末現在の時価総額の2割を超えている。

また、当社のROE及びPBRは、同じくシャッターを中心に取り扱い、当社と国内市場を二分する三和ホールディングス株式会社（以下「三和HD」という。）と比べて、長期間にわたって劣後している。

従って、当社がこれ以上自己資本を増加させてもROEの低下、ひいてはPBRの低下を引き起こすだけであり、会社内に資金を留保する必要はない。事業に係る投資は有利子負債を活用し、当期純利益は株主に還元することが株主価値向上につながる。

【第4号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第4号議案に反対](#)いたします。

当社の配当政策における基本的な考え方は、持続的な利益確保による安定した財務基盤の維持と株主の皆様への安定配当の継続を念頭に、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

その上で、2023年度まで実施しました前中期経営計画において、配当性向は35%を目安としてまいりました。2024年度から始まりました新中期経営計画においても重要テーマとして、配当性向は40%を目安とし株主還元の更なる向上に努めてまいります。

併せて、当社の経営理念のもと、ESG対応や人的資本のさらなる充実に努め、優れた品質で社会の発展に貢献することで全てのステークホルダーからの期待に応えなければならないと考えております。加えて、物流や建設分野での働き方における2024年問題や金融政策など国内情勢の変化に速やかに対応しつつ、持続的な安定成長のための投資は引き続き最重要課題と考えております。

本株主提案は2024年3月期における当期純利益の全額を配当することを内容とするものですが、このような配当を実施することは、中長期的な経営課題の達成に支障を来たすおそれがあるとともに、株主の皆様に対する将来に渡る安定した株主還元を困難にする懸念を生じさせるものと考えております。

したがって、[当社取締役会としては本株主提案に反対](#)いたします。

<株主提案>

第5号議案 資本コストを下回る政策保有株式の処分に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の条文を新設する。

第8章 政策保有株式

(政策保有株式の処分)

第43条

当社が純投資以外の目的で保有する上場株式のうち、前期中に開催された当社取締役会において、保有による便益が資本コストを下回るものがある場合、代表取締役は、その旨を取締役に報告しなければならない。保有による便益が資本コストを下回ると報告された株式であつて、かつ前期末時点で当社が保有を継続している株式（以下「非縮減対象株式」という。）がある場合、当社は、当期中に非縮減対象株式を全て売却する。

2. 提案の理由

提案株主は政策保有株式を一切保有すべきではないと考えているが、本議案では、まず保有の便益が資本コストを下回る非縮減対象株式に限った処分を求めている。

当社は、政策保有株式の「関連収益が、当社資本コストに見合っているかを検証」して保有の合理性を判断するとの方針を開示している。提案株主は、非縮減対象株式については、当該方針に照らし、直ちに縮減され、少なくとも縮減されるまでは、便益が資本コストを下回る旨が開示されると認識していた。

しかし、実際には、当社は、複数の銘柄について保有の便益が資本コストを下回っていると取締役会に報告しながらも、これらを縮減せず、また、便益が資本コスト未満である事実も開示していない。

政策保有株式の縮減方針は投資判断に影響する重要な情報であるにもかかわらず、このような当社の姿勢は株主に対して著しく不誠実である。当社には自ら開示した方針どおりに政策保有株式の縮減を行うよう求める。

【第5号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第5号議案に反対**いたします。

当社の保有している政策保有株式は、既に中長期的に保有している銘柄であり、毎年、個別銘柄毎に配当金・関連取引等の関連収益が当社資本コストに見合っているかを検証したうえで、その結果を参考に保有の適否を判断しております。なお、保有の合理性または必要性が認められなくなったと判断される銘柄については売却を推し進め、保有株式の縮減を図る方針としております。当社は上記の方針に基づき、政策保有株式の縮減を進めており、政策保有株式残高の連結純資産に対する比率は2018年3月期の15.8%から2024年3月期では9.3%へと縮減を進めております。当社取締役会において、配当金・関連取引等の関連収益が当社資本コストを下回る政策保有株式に関しましては、当該資本コストに関する検証結果も参考に保有の合理性および必要性の観点に基づき当該個別銘柄の保有の適否の判断をしておりますが、特別な事情による減配等の要因により、当該個別銘柄の関連収益が一時的に資本コストを下回ることも考えられ、これらの事情を踏まえたうえで、総合的に判断しております。

以上のとおり、当社取締役会としては、個別銘柄毎に配当金・関連取引等の関連収益が当社資本コストに見合っているかの検証をしたうえで、その結果を参考に保有の適否について総合的に判断しているものであり、本株主提案のように、資本コストを下回った政策保有株式について一律に処分することを求めることは経営の柔軟性を欠くものであり、このように硬直的な政策保有株式の処分のあり方について定款に規定することは、不適當であると考えます。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

<株主提案>

第6号議案 資本コストを下回る政策保有株式の開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

議案2が否決されることを条件として、現行の定款に以下の条文を新設する。

(会社注) 上記「議案2」とは、第5号議案を指しております。

第8章 政策保有株式

(情報開示)

第43条

当社が純投資以外の目的で保有する上場株式のうち、前期中に開催された当社取締役会において、保有による便益が資本コストを下回るものがある場合、代表取締役は、その旨を取締役に報告しなければならない。保有による便益が資本コストを下回ると報告された株式であつて、かつ前期末時点で当社が保有を継続している株式（以下「非縮減対象株式」という。）がある場合、当社は、有価証券報告書において非縮減対象株式ごとに銘柄名及び保有を継続した理由（ただし、有価証券報告書において特定投資株式として銘柄ごとの記載が求められる銘柄に限る。）を開示する。

2. 提案の理由

本議案では、前号議案が否決された場合に、当社が継続して保有することになる非縮減対象株式の銘柄名と保有理由の開示を求めている。

まず、政策保有株式の縮減方針は株主の投資判断に直結する重要な情報であるにもかかわらず、保有便益が資本コストを下回る銘柄がある事実すら開示しない姿勢は、株主に対して不誠実である。

さらに、保有適否を検証し検証内容を開示すべきとするコーポレートガバナンス・コード（以下「CGC」という。）原則1-4に反する。

CGCは最も重要なソフトローであり、法律違反を繰り返した過去を持つ当社においては、特に規範意識の徹底が求められ、自らがコンプライを謳うCGCの遵守が求められる。

当社がCGC原則1-4にコンプライするのであれば、少なくとも「(略) 検証の内容について開示すべき」という文言に従い、検証の内容、すなわち非縮減対象株式の銘柄名及び保有を継続すべきと判断した理由を開示すべきである。

【第6号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第6号議案に反対](#)いたします。

資本コストを踏まえた当社の保有している政策保有株式の個別銘柄の保有の適否に関する判断基準は、第5号議案にかかる取締役会の意見に記載したとおりとなります。本株主提案は、保有による便益が資本コストを下回った政策保有株式について銘柄名および保有を継続した理由の開示を求めるものですが、当社取締役会としては、本株主提案のように、保有による便益が資本コストを下回った政策保有株式について一律に有価証券報告書において開示することは法令等上求められているものではなく、当社は有価証券報告書において法令等に従った政策保有株式に関する適法かつ適正な開示を行っているものであり、その必要はないと考えております。また、このように硬直的な政策保有株式の開示のあり方について定款に規定することは、会社の根本規則である定款の性質に照らして不適當であると考えます。

したがって、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

<株主提案>

第7号議案 代表取締役に対する業績連動報酬及び株式報酬に報酬開示条件を追加する件

1. 提案の内容

本議案は、代表取締役に対して業績連動報酬または株式報酬を支給する場合に、その金額及び算定方法の開示を求めるものである。

現行の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）に対する報酬制度（金銭報酬については2017年6月27日に、株式報酬については2022年6月21日に、それぞれ開催された株主総会において決議されている。）及び変更後の取締役に対する報酬制度は以下のとおりとする。

当社の取締役に対する報酬に関する事項であって、以下に定めのない事項は、現行の報酬制度及び本定時株主総会で決議された他の議案の規定に従う。

（現行の取締役に対する報酬制度）

金銭報酬については、取締役の報酬総額の上限を年額600百万円とする。

株式報酬については、取締役の株式報酬の額として5事業年度ごとに600百万円以内、株式数の上限を年60,000ポイント以内とする。

（変更後の取締役に対する報酬制度）

金銭報酬については、取締役の報酬総額の上限を年額600百万円（うち、固定報酬の上限を300百万円、それ以外の業績連動報酬の上限を300百万円とする。）とする。

株式報酬については、取締役の株式報酬の額として5事業年度ごとに600百万円以内、株式数の上限を年60,000ポイント以内とする。

ただし、当社が代表権を有する取締役に対して業績連動報酬または株式報酬（以下「変動報酬等」という。）を支給する場合、当社は、当該取締役に対して変動報酬等を支給する年度の前年度末日までに、変動報酬等の総額及び算定方法を、T D n e t を通じて公表する。

2. 提案の理由

本議案は、当社の株主価値向上に最も重い責任を負う代表取締役の変動報酬等の報酬開示を求めている。

当社の同業である三和HDは、株価指標の絶対的な水準、株価パフォーマンス、資本効率性等で当社を大きく上回り、株主価値の向上に成功している。三和HDの高山靖司社長の報酬は1億

円を超えているが、2019年3月期以降は、「連結報酬等の総額が1億円以上である者」の報酬が毎年開示されていることで、経営トップの報酬の透明性も確保されている。

これに対して、当社は、株主価値の向上に失敗しているにもかかわらず、個別報酬の開示すら行われていない。

当社が株主価値の向上に失敗している現状に照らし、少なくとも代表取締役の変動報酬等について開示し、経営の結果と報酬の妥当性について、株主に説明をすべきである。

【第7号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、[第7号議案に反対](#)いたします。

当社は、2022年5月12日開催の取締役会で決定しております当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針において、業績連動報酬に関する方針および非金銭報酬等に関する方針を定めております。

まず、業績連動報酬に関する方針において、業績連動報酬である役員賞与については、役員報酬総額のうち、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、報酬等の種類ごとの割合を踏まえ役員賞与総額基準額を設定し、収益性指標の達成度等により役員賞与総額を算出するとしておりますが、具体的には連結営業利益等の達成度により目標達成割合乗率を算出し、役員賞与総額基準額に目標達成割合乗率を乗じることで役員賞与総額を算出しております。

非金銭報酬等に関する方針において、業績連動型の株式報酬については、役員報酬総額のうち、各取締役に対し、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、報酬等の種類ごとの割合を踏まえ役位ごとの固定ポイントならびに役位ごとの基礎ポイントに収益性指標および資本効率性指標の達成度等を乗じて算出される株式報酬付与ポイントを付与し、当該ポイントの数に応じた当社株式を支給するとしておりますが、具体的には役位ごとの固定ポイントとROE等の達成度により目標達成割合乗率を算出し、役位ごとの基礎ポイントに目標達成割合乗率を乗じることで株式報酬付与ポイントを算出しております。そして、報酬等の種類ごとの割合については、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、「月額報酬」、「役員賞与」（指標100%達成時）および「株式報酬」（指標100%達成時）の割合は6：3：1を目安として決定することとしております。

上記の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、当社は取締役の報酬に関する客観性および説明責任の強化を目的として、独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会が、報酬の個別額および総額を事前に取締役会からの諮問に応じて審議をしたうえで、報酬の総額を答申し、取締役会において決定しております。

また、開示につきましては、事業報告および有価証券報告書において、法令等に基づき、役員区分ごとの報酬総額、種類別の報酬総額および員数を適法かつ適正に開示しており、特に有価証券報告書においては連結報酬等の総額が1億円以上である取締役の報酬額の個別開示を含めて、株主の皆様による報酬水準の妥当性および業績と報酬水準との関連性等の確認のために十分な開示を行っている認識しております。

このように、当社取締役会としては、業績連動報酬である役員賞与および株式報酬の決定手続は適正かつ透明性が確保されており、その報酬水準、算定方法および開示の方法について適切であると考えております。

したがいまして、[当社取締役会は、本株主提案に反対](#)いたします。

<株主提案>

第8号議案 取締役に対する報酬にクローバック条項を追加する件

1. 提案の内容

本議案は、当社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）に違反したことによって当社が被った損害に関して、損害賠償責任を負うべき取締役に支給する報酬の繰り延べを求めるものである。

現行の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）に対する報酬制度（金銭報酬については2017年6月27日に、株式報酬については2022年6月21日に、それぞれ開催された株主総会において決議されている。）及び変更後の取締役に対する報酬制度は以下のとおりとする。

当社の取締役に対する報酬に関する事項であって、以下に定めのない事項は、現行の報酬制度及び本定時総会で決議された他の議案の規定に従う。

（現行の取締役に対する報酬制度）

金銭報酬については、取締役の報酬総額の上限を年額600百万円とする。

株式報酬については、取締役の株式報酬の額として5事業年度ごとに600百万円以内、株式数の上限を年60,000ポイント以内とする。

（変更後の取締役に対する報酬制度）

金銭報酬については、取締役の報酬総額の上限を年額600百万円とする。

株式報酬については、取締役の株式報酬の額として5事業年度ごとに600百万円以内、株式数の上限を年60,000ポイント以内とする。

ただし、当社の取締役のうち、2010年6月9日付で公正取引委員会から当社に対して下された2件の課徴金（以下「本件課徴金」という。）納付命令において本件課徴金の算定の基礎とされた、2007年5月16日から2008年11月18日までの期間（以下「課徴金算定期間」という。）に当社の取締役であったもの（以下「対象取締役」という。）については、次の定めに従い報酬支払いの繰り延べ及び支給又は没収を行う。

(1) 支払いの繰り延べ及び没収の対象となる報酬の種類

株主総会の決議に基づいて支払われる報酬であって、本定時株主総会以降に決定し、支払いが行われるもののうち、指名・報酬委員会が支払いの繰り延べ及び没収の対象として適法であると認めたもの、または、対象取締役が支払いの繰り延べ及び没収に同意したもの

(2) 報酬の支払いが繰り延べられる期間

本件課徴金納付命令にかかる審決取消訴訟について判決が確定するまでの期間（以下、当該判決を「確定判決」という）

(3) 支払いを繰り延べていた報酬の取り扱い及び報酬の没収

(ア) 確定判決において本件課徴金納付命令が取り消された場合

当社は、対象取締役に対し、支払いを繰り延べていた報酬の総額に法定利率相当の金利を加算して支給する。

(イ) 確定判決において本件課徴金納付命令が取り消されず、本件課徴金納付命令の有効性及び本件課徴金の金額が確定した場合

当社は、支払いを繰り延べていた報酬の全額を没収するとともに、確定判決において認定された本件課徴金の金額に達するまでの間、対象取締役に対する報酬を全て没収する。

2. 提案の理由

本議案は、潮崎敏彦会長に対する報酬支払いの繰り延べ等を求めている。

潮崎敏彦会長は、課徴金算定期間に取締役でありながら、独禁法違反行為を未然に防止できず、当社に巨額の損失をもたらした責任者の一人であり、取締役としての資質に著しく欠けていると評価するほかない。

独禁法違反に基づく課徴金の支払いについて取締役の任務懈怠が問題となった事案では、課徴金算定期間に取締役であった人物に対して、課徴金相当額の損害賠償義務を負うとの判決が下されており、潮崎敏彦会長も同様に当社に対する責任を負うと考えられる。

当社は課徴金納付命令の取消を求めて争っているが、審判及び高等裁判所において当社は全面的に敗訴している。このような現状を考慮すれば、課徴金納付命令の取消に関する裁判所の判断が確定するまでの間、対象取締役の報酬を繰り延べ、その後、必要に応じ没収することは、当社のガバナンス改善及び株主価値向上に資する。

【第8号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、**第8号議案に反対**いたします。

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。

当社は、取締役の報酬に関する客観性および説明責任の強化を目的として、独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会が、報酬の個別額および総額を事前に取締役会からの諮問に応じて審議をしたうえで、報酬の総額を答申し取締役会において決定しております。各取締役に対する具体的な月額報酬および役員賞与については、当社の業績等を勘案しつつ、指名・報酬委員会での審議結果を踏まえて決定するため、各取締役の個別額の決定を代表取締役潮崎敏彦氏、代表取締役小倉博之氏に一任しておりますが、その理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、指名・報酬委員会での審議結果を踏まえ各取締役の個別額の決定を行うには代表取締役が適していると判断したためであり、代表取締役を含む当社取締役の報酬額等の決定手続に係るガバナンスは実効的に機能しております。

そのうえで、取締役に対する報酬の返還や繰り延べ等の要否を検討すべき場合には、報酬の返還や繰り延べ等の有無およびその額等については、個別具体的な状況を斟酌して、取締役会、指名・報酬委員会等の適切な機関において十分な議論のうえ適切な判断が必要になると考えます。

しかしながら、本株主提案の内容は、個別具体的な状況を斟酌することなく、取締役が特定の課徴金の算定の基礎とされた一定の期間に単に取締役の地位にあったという事情のみをもって取締役が善管注意義務に違反しているか否かにかかわらず報酬の繰り延べや没収等の対象とするものでありますが、上記の当社の報酬の返還や繰り延べ等にかかる考え方に照らして不当であり、取締役の報酬実務において導入されるいわゆるクローバック条項またはいわゆるマルス条項の内容からも逸脱するものであるとともに、取締役会、指名・報酬委員会等の権限や意思決定の機動性を縮小、制限しかねず、適切な機関における判断を妨げると考えております。

したがいまして、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

以上

事業報告

〔2023年4月1日から
2024年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度のが国経済は、新型コロナウイルスが5類へ移行したことに伴う経済活動の正常化やインバウンド需要の回復、また賃上げ等による雇用・所得環境の改善等により、景気は緩やかな回復基調が続いております。

一方で、ウクライナ問題の長期化や中東情勢の不安定化、物価の高止まりや人手不足による供給面での制約など、先行きの見通せない状況で推移しております。

当社グループを取り巻く建設・住宅業界におきましても、民間設備投資の持ち直しの動きもあり、建設需要は底堅さを維持しているものの、建設コストの高騰などにより新設住宅着工戸数は弱含みの動きを見せるなど、依然として不透明な状況が続いております。

そのような状況の中、当社グループの売上高につきましては、2,210億7千6百万円（前年度比11.0%増）となり、利益面におきましても、売上高の増加やコスト削減など当社グループの全部門において利益の確保に全力で取り組みました結果、営業利益は144億7千2百万円（前年度比49.4%増）、経常利益は159億4千1百万円（前年度比59.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても105億8千2百万円（前年度比34.0%増）となりました。

事業部門別の状況については、以下のとおりであります。

【シャッター関連製品事業】

シャッター関連製品事業につきましては、大型物流倉庫および大型商業施設向けの重量シャッター一等が堅調に推移しましたので、売上高は910億9千4百万円（前年度比15.5%増）となり、営業利益につきましても87億1千8百万円（前年度比39.9%増）となりました。

【建材関連製品事業】

建材関連製品事業につきましては、大型商業施設及び工場・倉庫向けのスチールドア等が堅調に推移しましたので、売上高は878億7千万円（前年度比9.2%増）となり、営業利益につきましても44億2千7百万円（前年度比67.4%増）となりました。

【サービス事業】

サービス事業につきましては、緊急修理対応や定期保守メンテナンス等が堅調に推移しましたので、連結子会社文化シャッターサービス株式会社の業績を含めまして、売上高は291億1千5百万円（前年度比8.7%増）となり、営業利益につきましても52億8千万円（前年度比16.3%増）となりました。

【リフォーム事業】

リフォーム事業につきましては、ビルの改修等を手掛けるリニューアル事業および住宅用リフォーム事業に注力しておりますが、住宅用リフォーム事業が低調に推移しましたので、連結子会社B×ゆとりリフォーム株式会社の業績を含めまして、売上高は59億7千3百万円（前年度比6.2%減）となり、営業利益におきましても1千7百万円の損失計上の止むなきにいたりしました。

【その他事業】

その他事業につきましては、社会問題化しているゲリラ豪雨等に対する浸水防止用設備を手掛ける止水事業等が堅調に推移しましたので、売上高は70億2千2百万円（前年度比5.4%増）となり、営業利益につきましても10億9千5百万円（前年度比16.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資額は48億2千6百万円で、その主なものはDX業務デジタル化システム開発費用、PC端末・周辺機器費用および工場等における設備の更新、維持費用であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的な資金調達および財務基盤の安定化を図るため、2023年10月から2026年10月までの3年間を期間として、取引金融機関と融資限度枠70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

また当事業年度において、当社は以下の社債を発行いたしました。

区分	発行日	発行総額	利率	償還期限
国内無担保普通社債	2024年1月24日	10,000百万円	年0.674%	2029年1月24日

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の完全子会社であるBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDは、2023年4月20日にオーストラリアのシャッターメーカーであるDOORWORKS AUSTRALIA PTY LTD、2023年9月1日にSPRINT ROLLER SHUTTERS PTY LTDの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

また、当社の完全子会社であるBX BUNKA NEW ZEALAND LIMITEDは、2023年5月24日にニュージーランドのガレージドアの製造・販売会社であるWindsor Doors Limited、Windsor Doors (South Island) Limited、Jones Door Company (2005) Limited 及び Doors 2000 Limitedの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、個人消費や設備投資などの内需が堅調に推移し、景気は緩やかな回復が続く見通しであります。ロシア・ウクライナ情勢について未だに収束までの道筋は見えない状況にあり、そして中東情勢も不安定化する中、物流、建設業界における2024年問題や過度な円安による物価高など景気の下振れ要因も多く、先行きは依然として不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、当事業年度より新たな3カ年の中期経営計画をスタートさせ、『恒久的な企業価値の創出を目指して』を基本テーマとして掲げ、課題の見える化を最優先とし、次世代に向けた恒久的な利益創出の仕組みづくりと人材育成に取り組んでまいります。

初年度である当事業年度は、「徹底した業務プロセスの見える化」をテーマとして、営業プロセスの基本的な活動の継続実施による営業力強化で顧客満足度の向上をはかるとともに、防災・減災・環境対応製品のさらなる販売強化、社会環境の変化に対応した生産体制の基盤構築と製造原価低減、設計・施工・工事のスキルアップ、人的資本への投資によるB Xグループ価値の最大化などの施策に取り組んでまいります。

【気候変動リスクへの対応】

当社グループでは、気候変動リスクへの対応を早急に解決すべき重要課題だと捉えており、「2050年B Xグループ脱炭素宣言」を表明し、脱炭素へ向けた本格的な取り組みを推し進めております。

温室効果ガスの排出削減等に取り組む“緩和”の側面としては、2023年10月16日付でS B T（民間企業における科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出量削減目標の設定）認定を取得したほか、「グループ環境方針」に則った事業活動におけるエネルギー使用の合理化および電気需要の平準化、事業所における再生エネルギー電力の調達や「新物流システム」の導入による積載効率の向上等の具体的な取り組みを推し進めております。

また、商品開発分野においては、薄板化によって材料重量を削減するとともに接着工法によってCO₂排出量削減を実現した環境配慮型スチールドア「S G D」など、環境配慮商品のラインアップをさらに拡充させております。

一方で、変化する気候の影響を将来にわたり回避・軽減する“適応”の側面としては、「遮熱・断熱」を今後の成長に向けた新たなキーワードとし、猛暑時における室内温度の上昇を抑制する遮熱シート「はるクール」の拡販、社会問題化しているゲリラ豪雨や集中豪雨等による建物等の防災ソリューションとして、多様な場所や用途に対応できる止水関連商品のラインアップを拡充するなど、お客様・利用者様等への適時的確なご提案を推し進めてまいります。

【人的資本への対応】

人材は企業の重要な資産であり、人材への様々な投資（施策）により従業員の満足度やエンゲージメントを高め、生産性・創造性の向上等の人材価値の最大化により、企業の持続的成長、ひいては企業価値の向上を実現してまいります。

具体的な施策として、「労働時間の見える化」による長時間労働の抑制、業務効率や生産性向上をさらに追求するためのDXへの取り組み、育児休業制度・介護休業制度の拡充など、従業員個人のライフスタイルに柔軟に対応できる人事制度の拡充をはかってまいります。これに加え、人材価値の最大化をはかる教育改革への取り組みとして、キャリアマップの策定やキャリアパスの見える化によりキャリア形成を支援するとともに、従来のOJTに加え職場内での悩みや問題解決をサポートするメンター制度の導入など、特に若手社員への成長に向けた施策を推し進めてまいります。

なお、当社グループは、2023年6月に「ダイバーシティ&インクルージョンに関する方針」を定め、誰もが個性を活かし、能力を最大限発揮できる環境を整備し、さまざまな価値観や視点を受け入れることで新たな価値の創出に挑み、グループの成長につなげてまいります。

【人権への対応】

当社グループは、2022年11月に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を基本とした人権に関する国際規範に基づいた「文化シャッターグループ人権方針」を定め、事業活動がステークホルダーに与える影響度に鑑み、優先して取り組むべき重要な人権課題を特定いたしました。また、人権方針に基づき、サプライチェーンを含めた事業に関わる人権リスクの特定・評価、防止・軽減を行っていくために、人権デュー・ディリジェンス実施ガイドラインを策定、2024年2月には人権に関する従業員アンケートを実施するなど当社グループが文化として継承してきた「人を大切にすること」を実践していくために、人権尊重の取り組みを推し進めてまいります。

【CSRの推進について】

当社グループでは、事業活動の原点である「社是（誠実・努力・奉仕）」をはじめとして、「経営理念」や「CSR憲章」を常に意識して事業に取り組んでおり、全ての法令を順守し、公正な事業環境の中で利潤を追求すること、事業活動を通じて広く社会に貢献することが社会との信頼関係を構築することであると強く認識しており、コンプライアンス体制整備に恒常的に取り組んでおります。

また、企業の持続的成長・発展のための重要なテーマであるESG（環境・社会・ガバナンス）およびSDGs（持続可能な開発目標）を重視しながらCSR（企業の社会的責任）を一層積極的に推し進めていくことで、当社グループの企業価値向上と持続可能な社会の発展に向けた取り組みを強化してまいります。

このように、当社グループは「快適環境のソリューショングループ」として常に進化し続けることで、絶えず変化する社会的課題の解決をめざして事業に取り組んでまいり所存です。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策の基本的な考え方は、持続的な利益確保による安定した財務基盤の維持と株主の皆様への安定配当の継続を念頭に、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

なお、当社は、より機動的な配当政策を図るための整備の一環として、2017年6月開催の当社第71期定時株主総会において定款変更を行い、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、当事業年度の剰余金の配当（期末配当）につきましては、従前と同様に上記の基本方針に沿ったうえで株主総会へ議案を上程し、その決定につきましては、株主の皆様にお諮りいたします。

(4) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第 75 期 2020年度	第 76 期 2021年度	第 77 期 2022年度	第 78 期 2023年度 (当事業年度)
売 上 高	173,143 ^{百万円}	182,313 ^{百万円}	199,179 ^{百万円}	221,076 ^{百万円}
経 常 利 益	11,910 ^{百万円}	9,081 ^{百万円}	9,992 ^{百万円}	15,941 ^{百万円}
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	8,399 ^{百万円}	6,706 ^{百万円}	7,899 ^{百万円}	10,582 ^{百万円}
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	117.16 ^円	97.97 ^円	121.66 ^円	157.11 ^円
総 資 産	168,350 ^{百万円}	169,205 ^{百万円}	177,246 ^{百万円}	206,879 ^{百万円}
純 資 産	84,482 ^{百万円}	82,512 ^{百万円}	82,776 ^{百万円}	103,924 ^{百万円}
1 株 当 た り 純 資 産 額	1,175.90 ^円	1,225.96 ^円	1,348.39 ^円	1,458.84 ^円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 「1株当たり当期純利益」の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第 75 期 2020年度	第 76 期 2021年度	第 77 期 2022年度	第 78 期 2023年度 (当事業年度)
売 上 高	116,810 ^{百万円}	119,422 ^{百万円}	128,366 ^{百万円}	141,603 ^{百万円}
経 常 利 益	9,209 ^{百万円}	6,707 ^{百万円}	9,618 ^{百万円}	9,917 ^{百万円}
当 期 純 利 益	7,338 ^{百万円}	5,865 ^{百万円}	9,532 ^{百万円}	7,223 ^{百万円}
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	102.32 ^円	85.64 ^円	146.76 ^円	107.21 ^円
総 資 産	130,603 ^{百万円}	128,753 ^{百万円}	134,546 ^{百万円}	155,748 ^{百万円}
純 資 産	69,812 ^{百万円}	66,359 ^{百万円}	66,247 ^{百万円}	82,189 ^{百万円}
1 株 当 た り 純 資 産 額	973.45 ^円	987.52 ^円	1,081.00 ^円	1,155.08 ^円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 「1株当たり当期純利益」の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
B X 新 生 精 機 株 式 会 社	200百万円	100.0%	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
文化シャッターサービス株式会社	110百万円	100.0%	各種シャッター等の修理点検
B X ゆ と り フ ォ ー ム 株 式 会 社	90百万円	100.0%	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
B X テ ン パ ル 株 式 会 社	30百万円	100.0%	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売
B X 西 山 鉄 網 株 式 会 社	10百万円	100.0%	住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売
BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD	110百万円AUドル	100.0%	ガレージドア、各種シャッターの製造、販売
BX BUNKA NEW ZEALAND LIMITED	50百万NZドル	100.0%	ガレージドアの製造、販売

(注) BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDおよびBX BUNKA NEW ZEALAND LIMITEDは、特定子会社に該当しております。

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、各種シャッター、住宅用建材、ビル用建材および建築用金物等の製造販売とその保守点検・修理ならびに保険代理業、住宅リフォーム事業を行っております。

(7) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

① 当社の営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北 海 道 支 店	北 海 道	ドア・パーティション事業部	東 京 都
東 北 支 店	宮 城 県	シャッター事業部	東 京 都
関 越 支 店	群 馬 県	止水事業部	東 京 都
東 関 東 支 店	千 葉 県	メンテナンス事業部	東 京 都
首 都 圏 支 店	東 京 都	海外事業部	東 京 都
首 都 圏 ビ ル 建 材 支 店	東 京 都	中 部 支 店	愛 知 県
リ ニ ュ ー ア ル 支 店	東 京 都	関 西 支 店	大 阪 府
東 日 本 設 計 施 工 統 括 部	東 京 都	住 宅 建 材 西 日 本 支 店	大 阪 府
ド ア 管 理 部	東 京 都	西 日 本 設 計 施 工 統 括 部	大 阪 府
住 宅 建 材 東 日 本 支 店	東 京 都	中 四 国 支 店	広 島 県
営 業 推 進 部	東 京 都	九 州 支 店	福 岡 県

② 当社の工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
千 歳 工 場	北 海 道	姫 路 工 場	兵 庫 県
秋 田 工 場	秋 田 県	御 着 工 場	兵 庫 県
小 山 工 場	栃 木 県	福 岡 工 場	福 岡 県
掛 川 工 場	静 岡 県		

③ 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	主な事業内容
文化シャッターサービス株式会社	東 京 都	各種シャッター等の修理点検
B X 新生精機株式会社	兵 庫 県	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
B X テンパール株式会社	東 京 都	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売
B X あいわ株式会社	東 京 都	保険代行、リース紹介および斡旋、旅行業
B X 沖縄文化シャッター株式会社	沖 縄 県	各種シャッターおよび関連製品の製造、販売
B X ケンセイ株式会社	大 分 県	スチール建具、スチールドアの製造、販売
B X 文化パネル株式会社	大 阪 府	可動間仕切、トイレブースおよび金属製ドアの製造、販売
B X ティアール株式会社	埼 玉 県	戸建住宅、マンション等の玄関用金属製ドア、パーティション等の製造、販売
B X ゆとりリフォーム株式会社	東 京 都	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
B X 紅雲株式会社	愛 知 県	ステンレス建材、ステンレス製特定防火設備等の製造、販売
B X 鐵矢株式会社	千 葉 県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
B X 東北鐵矢株式会社	山 形 県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
B X 朝日建材株式会社	徳 島 県	スチール建材およびスチールドアの製造、販売
B X 西山鉄網株式会社	東 京 都	住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売
B X カネシン株式会社	東 京 都	建築用諸金物の製造、販売
B X T O S H O 株式会社	神 奈 川 県	木造住宅の建築設計
B X ルーテス株式会社	大 阪 府	各種シャッター、ドア等の製造、販売
BX BUNKA VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国	各種シャッター、ドア等の製造、販売
BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦	ガレージドア、各種シャッターの製造、販売
B X BUNKA NEW ZEALAND LIMITED	ニュージーランド	ガレージドアの製造、販売
株式会社エコウッド	福 岡 県	木材・プラスチック再生複合材の製造および販売

(8) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
シャッター関連製品事業	2,410名 (569名)
建材関連製品事業	1,507名 (443名)
サービス事業	1,027名 (129名)
リフォーム事業	158名 (48名)
その他	101名 (26名)
全社 (共通)	87名 (11名)
合計	5,290名 (1,226名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものではありません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,173名	126名増	43.0歳	16.1年

事業区分	従業員数
シャッター関連製品事業	1,477名 (459名)
建材関連製品事業	590名 (222名)
サービス事業	6名 (2名)
リフォーム事業	4名 (10名)
その他	9名 (8名)
全社 (共通)	87名 (11名)
合計	2,173名 (712名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものではありません。

(9) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,650
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,350
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,050
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	950

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2010年6月9日、公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為（「全国における価格カルテル」）があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。その後、当社は、公正取引委員会に対して審判請求を行い、2010年より審判手続にて争っておりました。

2020年9月1日の審決では、当社の主張は認められなかったため、さらに、2020年9月30日に審決取消訴訟を提起し東京高等裁判所にて係争中でした。これに対して、2023年4月7日に東京高等裁判所より、当社の請求をいずれも棄却する旨の判決の言渡しがあり、2023年4月20日に当社は当該判決を不服として、最高裁判所へ上告の提起および上告受理の申立てを行っております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	288,000,000株
② 発行済株式の総数	72,196,487株 (自己株式741,622株を含む)
③ 単元株式数	100株
④ 株主数	5,001名
⑤ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,035,600株	9.84%
文化シャッター関連企業持株会	5,998,677	8.39
第一生命保険株式会社	3,260,978	4.56
インタートラスト トラスティーズ (ケイマン) リミテッド ソールリー イン イッツ キャパシティーズ トラスティー オブ ジャパン アップ	2,992,900	4.18
文化シャッター社員持株会	2,991,425	4.18
株式会社みずほ銀行	2,534,873	3.54
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	2,489,400	3.48
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,363,400	3.30
インタートラスト トラスティーズ ケイマン リミテッド アズ トラスティ オブ ジャパン アップ ユニット トラスト	1,700,000	2.37
株式会社淀川製鋼所	1,669,000	2.33

(注) 持株比率は自己株式 (741,622株) を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式300千株は含まれておりません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年6月21日開催の第76期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入しております。2024年3月31日現在において、対象者を受益者とする株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式は、合計で300,000株です。

(2) 新株予約権等の状況 (2024年3月31日現在)

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	性別	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	潮 崎 敏 彦	男性	一般社団法人日本シャッター・ドア協会 会長
代表取締役社長	小 倉 博 之	男性	執行役員社長
取 締 役	嶋 村 悦 典	男性	専務執行役員 新事業、商品開発、海外担当
取 締 役	藤 田 義 徳	男性	常務執行役員 営業、設計、施工担当
取 締 役	三 田 充	男性	常務執行役員 東日本事業本部長
取 締 役	市 川 治 彦	男性	常務執行役員 業務担当
取 締 役	山 崎 浩 樹	男性	上席執行役員 営業開発事業本部長
取締役監査等委員 (常 勤)	松 山 成 強	男性	
取締役監査等委員 (社外・非常勤)	藤 田 昇 三	男性	株式会社エコス 社外取締役 三機工業株式会社 社外監査役
取締役監査等委員 (社外・非常勤)	阿 部 和 史	男性	
取締役監査等委員 (社外・非常勤)	早 坂 善 彦	男性	
取締役監査等委員 (社外・非常勤)	嶋 村 和 恵	女性	早稲田大学商学大学院 教授

- (注) 1. 取締役藤田昇三、阿部和史、早坂善彦、嶋村和恵の4氏は社外取締役であります。
 2. 当社は、藤田昇三、阿部和史、早坂善彦、嶋村和恵の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、社内の重要会議への出席、業務執行取締役および使用人等からの情報収集ならびに内部監査部門との連携を図るため、取締役松山成強氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 4. 決算期後の担当および重要な兼職の状況等の変更は次のとおりであります。

年月日	地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
2024年4月1日	取締役	三 田 充	常務執行役員 営業、設計、施工担当
2024年4月1日	取締役	市 川 治 彦	常務執行役員 業務、海外担当
2024年4月1日	取締役	嶋 村 悦 典	
2024年4月1日	取締役	藤 田 義 徳	
2024年4月1日	取締役	山 崎 浩 樹	

【参考】

2024年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く。）は次のとおりであります。

常務執行役員	大岡忠仁	製造、新事業、商品開発担当
常務執行役員	石井誠	リニューアル支店長
常務執行役員	神藤定幸	安全環境部長
常務執行役員	舩谷信也	住宅建材事業本部長
常務執行役員	蓮見幸夫	小山工場長
常務執行役員	高橋浩二	西日本事業本部長
常務執行役員	高橋章文	経営企画部長
常務執行役員	小野瀬智	東日本事業本部長
執行役員	元木幸一郎	設計施工企画部長
執行役員	天野治	シャッター事業部長
執行役員	西村浩一	経理部長
執行役員	清水隆	商品開発部長
執行役員	後藤隆博	ドア・パーティション事業部長
執行役員	高橋義	住宅建材東日本支店長
執行役員	山田記史	首都圏支店長
執行役員	村井修三	関西支店長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において定款を変更し、下記のとおり、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約

当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金および訴訟費用を負担することで被る損害が補填されます。ただし、被保険者が法令違反について認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は、当社が負担しております。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	476	303	132	41	7
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	21	21	—	—	1
社外役員	40	40	—	—	5
合計	537	364	132	41	13

- (注) 1. 業績連動報酬である役員賞与にかかる主な業績指標は連結営業利益であり、その実績は14,472百万円であります。
 2. 業績連動報酬である株式報酬にかかる主な業績指標はROE等であり、その実績は11.4%であります。
 3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の限度額は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名であります。
 また、金銭報酬とは別枠で2022年6月21日開催の第76期定時株主総会において、株式報酬の額として5事業年度ごとに600百万円以内、株式数の上限を年60,000ポイント以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名であります。
 5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額100百万円以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名であります。

⑤ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2022年5月12日開催の取締役会において、当社における取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記のとおり決議しております。当該取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会に諮問し答申を受けております。また、当社は、2022年6月21日開催の第76期定時株主総会におきまして、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として業績連動型株式報酬制度の導入をご承認いただいております。

当社の取締役の報酬等は、株主総会が決定する金銭報酬および株式報酬ごとの報酬等総額の限度内で、当社経営方針の実現ならびに当社企業価値の継続的かつ中長期的な向上に資するため、個々の取締役の役割と責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。取締役の報酬は「月額報酬」、「役員賞与」および「株式報酬」により構成されます。ただし、監査等委員である取締役および社外取締役は、その職務に鑑み、月額報酬のみを支払うこととしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

ア. 基本報酬に関する方針

月額報酬は金銭報酬とし、役位、職責、貢献度、世間水準および社員給与とのバランスを勘案したうえで報酬額を設定します。

イ. 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬である役員賞与は金銭報酬とします。役員報酬総額のうち、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に、下記工. を踏まえ役員賞与総額基準額を設定し、収益性指標の達成度等により役員賞与総額を算出します。具体的には連結営業利益等の達成度により目標達成割合乗率を算出し、役員賞与総額基準額に目標達成割合乗率を乗じることで役員賞与総額を算出しております。なお、株式報酬は業績連動報酬としており、詳細は下記ウ. によります。

ウ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は業績連動型の株式報酬とします。株式報酬は取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスク・リターンを株主と共有することで、中長期的な業績および企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的とします。役員報酬総額のうち、各取締役に対し、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に下記工. を踏まえ役位ごとの固定ポイントならびに収益性指標および資本効率性指標の達成度等により算出される株式報酬付与ポイントを付与し、当該ポイントの数に応じた当社株式を支給します。具体的には役位ごとの固定ポイントとROE等の達成度により目標達成割合乗率を算出し、役位ごとの基礎ポイントに目標達成割合乗率を乗じることで株式報酬付与ポイントを算出しております。

エ. 報酬等の種類ごとの割合については、外部専門機関の役員報酬調査データ等を参考に月額報酬、役員賞与（指標100%達成時）および株式報酬（指標100%達成時）の割合は6：3：1を目安として決定します。

オ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

月額報酬は原則として、年額の12分の1を社員給与の支給日に合わせて当月分を支払うものとし、役員賞与を支給する場合は、上記イ. により取締役会の決議を経て決定し、その後速やかに支払うものとします。また株式報酬に関しては、上記ウ. に従って別に定める内規によるものとし、付与されたポイントの数に応じて取締役退任時に所定の手続きに従って当社株式を支給するものとします。

カ. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の報酬に関する客観性および説明責任の強化を目的として、独立社外取締役を委員長とし構成員の過半数とする指名・報酬委員会が、報酬の個別額および総額を事前に取締役会からの諮問に応じて審議をしたうえで、報酬の総額を答申し、取締役会において決定しております。各取締役に対する具体的な月額報酬および役員賞与については、当社の業績等を勘案しつつ、指名・報酬委員会での審議結果を踏まえて決定するため、各取締役の個別額の決定を代表取締役会長潮崎敏彦氏、代表取締役社長執行役員社長小倉博之氏に一任するものとします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、指名・報酬委員会での審議結果を踏まえ各取締役の個別額の決定を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑥ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

- ・取締役監査等委員藤田昇三氏は株式会社エコスの社外取締役および三機工業株式会社の社外監査役であります。

なお、当社と株式会社エコス、三機工業株式会社との間に特別の関係はありません。

- ・取締役監査等委員嶋村和恵氏は早稲田大学商学大学院の教授であります。

なお、当社と早稲田大学商学大学院との間に特別の関係はありません。

イ. 社外役員の事業年度中の取締役会および監査等委員会での活動状況

a. 当事業年度開催の取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	取締役会（8回開催）		監査等委員会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 藤田 昇 三	8回	100.0%	11回	100.0%
取締役 阿 部 和 史	8回	100.0%	11回	100.0%
取締役 早 坂 善 彦	8回	100.0%	10回	90.9%
取締役 嶋 村 和 恵	6回	100.0%	8回	100.0%

(注) 取締役監査等委員嶋村和恵氏は、2023年6月20日開催の定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会および監査等委員会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の選任後の取締役会の開催回数は6回、監査等委員会の開催回数は8回であります。

b. 当事業年度における主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・藤田昇三氏は、元検察官および弁護士として法律分野に精通した豊富な知識と高い見識を有しており、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会の委員長として意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。
- ・阿部和史氏は、金属素材メーカーにおける豊富な実務経験および監査役としての職務経験による高い見識から、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。
- ・早坂善彦氏は、大手建設会社の経営に携わってきたことによる幅広い見識や建設業界における豊富な実務経験を通じて、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っており、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。
また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。
- ・嶋村和恵氏は、早稲田大学において商学学術院教授を務め、主に学術界において商学分野の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有し、取締役会やその他の社内重要会議において意見を述べるなど、当社事業活動への助言やコーポレート・ガバナンス強化への提言等を行っております。
また、取締役候補者の選定や各取締役の個別報酬額等については、指名・報酬委員会において意見を述べるなど、当社取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である文化シャッター株式会社第1回無担保社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、当社都合による場合および当社の「監査等委員会規定」等に定める事項による場合ならびに会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員会の決議に基づき、当社監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

(注) 当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	120,049	流動負債	65,559
現金及び預金	40,151	支払手形及び買掛金	15,604
受取手形、売掛金及び契約資産	46,935	電子記録債権	21,552
電子記録債権	10,631	短期借入金	1,352
商品及び製品	9,818	1年以内返済予定の長期借入金	817
仕掛品	1,406	リース負債	1,090
原材料及び貯蔵品	8,654	未払法人税等	4,334
その他の流動資産	2,752	未払消費税等	2,151
貸倒引当金	△ 302	未払費用	6,697
固定資産	86,830	契約負債	4,244
有形固定資産	38,707	賞与引当金	4,809
建物及び構築物	12,320	役員賞与引当金	182
機械装置及び運搬具	6,406	工事損失引当金	373
工具、器具及び備品	877	その他の流動負債	2,346
土地	13,121	固定負債	37,395
リース資産	1,297	社債	10,000
使用権資産	4,028	長期借入金	3,209
建設仮勘定	654	リース負債	4,907
無形固定資産	19,474	役員退職慰労引当金	247
のれん	11,318	退職給付に係る負債	16,433
その他の無形固定資産	8,156	役員株式給付引当金	69
投資その他の資産	28,648	受入保証金	565
投資有価証券	19,940	資産除去債務	53
退職給付に係る資産	1,397	その他の固定負債	1,908
繰延税金資産	4,939	負債合計	102,954
その他の投資その他の資産	2,625	純資産の部	
貸倒引当金	△254	株主資本	95,716
資産合計	206,879	資本剰余金	15,051
		利益剰余金	11,292
		自己株式	△ 1,103
		その他の包括利益累計額	8,052
		その他有価証券評価差額金	5,026
		土地再評価差額金	△ 46
		為替換算調整勘定	908
		退職給付に係る調整累計額	2,163
		非支配株主持分	155
		純資産合計	103,924
		負債・純資産合計	206,879

連結損益計算書

〔2023年4月1日から
2024年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		221,076
売 上 原 価		161,727
売 上 総 利 益		59,349
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		44,876
営 業 利 益		14,472
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	51	
受 取 配 当 金	266	
為 替 差 益	791	
保 険 解 約 返 戻 金	136	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	448	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	121	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	234	2,051
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	333	
社 債 発 行 費 用	56	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	193	583
経 常 利 益		15,941
特 別 利 益		23
特 別 損 失		91
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		15,873
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,899	
法 人 税 等 調 整 額	△ 625	5,273
当 期 純 利 益		10,599
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		17
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		10,582

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	76,637	流 動 負 債	45,563
現金及び預金	17,169	支払手形	2,967
受取手形	5,805	電子記録債	17,246
売掛金	9,093	短期借入金	7,211
買掛金	22,876	1年内返済予定の長期借入金	1,000
商品及び製品	6,053	リース負債	800
仕入掛金	6,780	未払消費税等	468
原材料及び貯蔵品	463	未払法人税等	402
前払費用	4,797	未払消費税	2,614
前払入金	1,181	未払引当金	1,383
短期貸付	348	賞与引当金	4,911
その他の流動資産	553	役員賞与引当金	2,843
固定資産	1,459	退職給付引当金	209
建物	65	退職給付引当金	2,855
構築物	17	退職給付引当金	132
機械及び装置	△ 27	退職給付引当金	373
運搬具	79,110	退職給付引当金	142
工具及び備品	20,899	退職給付引当金	27,995
土地	7,267	退職給付引当金	10,000
建物	817	退職給付引当金	3,200
構築物	2,718	退職給付引当金	694
運搬具	5	退職給付引当金	13,153
工具及び備品	508	退職給付引当金	69
土地	8,290	退職給付引当金	295
建物	993	退職給付引当金	527
構築物	296	退職給付引当金	7
運搬具	1,682	退職給付引当金	47
土地	19	負債合計	73,558
建物	1,219		
構築物	105	純 資 産 の 部	
運搬具	131	株 主 資 本	77,950
工具及び備品	41	資本剰余金	15,051
土地	165	資本剰余金	11,248
建物	56,529	資本剰余金	9,151
構築物	9,670	その他の資本剰余金	2,097
運搬具	26,639	利益剰余金	52,748
工具及び備品	17	その他の利益剰余金	52,748
土地	14,976	土地圧縮積立金	31
建物	157	別途積立金	46,000
構築物	16	繰越利益剰余金	6,716
運搬具	23	自己株式	△ 1,098
工具及び備品	407	評価・換算差額等	4,238
土地	922	その他有価証券評価差額金	4,238
建物	3,321		
構築物	1,322	純 資 産 合 計	82,189
運搬具	194		
工具及び備品	△ 1,139	負債・純資産合計	155,748
土地			
建物	155,748		
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			
運搬具			
工具及び備品			
土地			
建物			
構築物			

損益計算書

〔2023年4月1日から
2024年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	141,603
売 上 原 価	108,862
売 上 総 利 益	32,740
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	26,251
営 業 外 収 益	6,489
受 取 利 息	323
受 取 配 当 金	2,315
為 替 差 益	856
そ の 他 の 営 業 外 収 益	226
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	55
社 債 利 息	12
社 債 発 行 費	56
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6
そ の 他 の 営 業 外 費 用	162
経 常 利 益	9,917
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	22
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	77
税 引 前 当 期 純 利 益	9,832
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,936
法 人 税 等 調 整 額	△ 327
当 期 純 利 益	7,223

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

文化シャッター株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	早崎 信
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平井 肇

〈連結計算書類等監査〉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、文化シャッター株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シャッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

文化シャッター株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員	公認会計士	早崎	信
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	平井	肇
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、文化シャッター株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、リモート等出席を含む。）し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を監査等により調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、事業及び財産の状況を監査等により調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

文化シャッター株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	松山成強 ㊟
監査等委員（社外・独立役員）	藤田昇三 ㊟
監査等委員（社外・独立役員）	阿部和史 ㊟
監査等委員（社外・独立役員）	早坂善彦 ㊟
監査等委員（社外・独立役員）	嶋村和恵 ㊟

(注) 監査等委員 藤田昇三、阿部和史、早坂善彦、及び嶋村和恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年の3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当の基準日 期末配当 中間配当	3月31日 9月30日
公告方法	当社ホームページに掲載 (URL https://www.bunka-s.co.jp/) ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 ※貸借対照表、損益計算書は、E D I N E T (金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム) にて開示しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

【住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について】

株主様の口座のある証券会社にお申出下さい。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

【未払配当金の支払いについて】

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

■トピックス

S B T (Science Based Targets) イニシアチブの認定を取得

当社は、2030年を目標年度とするBXグループの温室効果ガス削減目標（1.5℃水準）について、科学的根拠に基づく目標設定であるとしてSBT（Science Based Targets）の認定を2023年10月16日付けで取得しました。

SBT認定を受けたBXグループの温室効果ガス削減目標

・ Scope1+2	2030年度	46.2%削減（2019年度比）
・ Scope3	2030年度	27.5%削減（2019年度比）



当社では、BXグループ環境ビジョン「Blue neXpand 2050～未来にひろげよう青空を～」において「気候変動」「資源循環」「自然共生」を重点領域として、環境負荷をゼロにするだけでなく事業活動を通じて環境へのプラスの価値を創造し、快適環境を次世代へとつなぐことを宣言しています。

今後も引き続き、人と地球の持続可能な快適環境の実現に向け、事業活動全般を通じて環境問題の解決に貢献してまいります。

（ご参考）BXグループ環境ビジョン「Blue neXpand 2050～未来にひろげよう青空を～」

<https://www.bunka-s.co.jp/csrinfo/csr2023/environment/bx2050/>

第78期定時株主総会会場ご案内図

会場

文化シャッター株式会社 東京都文京区西片一丁目17番3号



交通

- A** 都営地下鉄三田線
春日駅(A5/A6出口)より 徒歩 3分
- B** 都営地下鉄大江戸線
春日駅(A6出口)より 徒歩 3分
- C** 東京メトロ南北線
後楽園駅(8番出口)より 徒歩 7分
- D** 東京メトロ丸ノ内線
後楽園駅(4b出口)より 徒歩 12分
- E** J R中央・総武線
水道橋駅(東口)より 徒歩 15分
- F** 文京区コミュニティバス
文化シャッター前下車 徒歩 0分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。